

議案第 4 6 号

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年さぬき市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成14年さぬき市条例第35号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）さぬき市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後のさぬき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 4 7 号

さぬき市職員の育児休業等に関する条例及びさぬき市病院事業
職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の育児休業等に関する条例及びさぬき市病院事業職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法
(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を
求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市職員の育児休業等に関する条例及びさぬき市病院事業職員の給与の
種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成14年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年さぬき市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後のさぬき市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 48 号

さぬき市行政財産使用料条例の一部改正について

さぬき市行政財産使用料条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

さぬき市行政財産使用料条例（平成14年さぬき市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「照明施設」を「照明設備」に改め、同表備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 体育館の空調設備を使用する場合は、1時間につき1,000円を加算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1備考第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以後の体育館の空調設備の使用に係る使用料については、同日前においても、この条例による改正後のさぬき市行政財産使用料条例の使用料に関する規定の例により、徴収等を行うことができる。

議案第 4 9 号

さぬき市地域福祉基金条例の一部改正について

さぬき市地域福祉基金条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市地域福祉基金条例の一部を改正する条例

さぬき市地域福祉基金条例（平成14年さぬき市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者保健福祉の増進」を「地域における保健福祉の増進及び医療の充実」に改める。

第5条を次のように改める。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 0 号

さぬき市平賀源内記念館条例の一部改正について

さぬき市平賀源内記念館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市平賀源内記念館条例の一部を改正する条例

さぬき市平賀源内記念館条例（平成２０年さぬき市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第７条及び第８条第２項中「掲げる額」を「定める基準額」に改める。

第１２条中「対しては、」を「対して、記念館への」に、「命じる」を「命ずる」に改める。

第１４条中「教育委員会が別に」を「規則で」に改める。

別表第１中「観覧料」を「観覧料の基準額」に、

「

５００円	４５０円
４００円	３５０円
３００円	２５０円
１，０００円	

」を

「

円 ８００	円 ７５０
６００	５５０
５００	４５０
１，６００	

」に改め、同表備考

第２項中「次号」を「次項」に改める。

別表第２中「特別観覧料」を「特別観覧料の基準額」に、

「

１０，０００円
５００円

」を

「

円 １０，０００
５００

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「観覧料」を「観覧料の基準額」に改める部分及び同表備考第2項中「次号」を「次項」に改める部分を除く。）及び別表第2の改正規定（「特別観覧料」を「特別観覧料の基準額」に改める部分を除く。）は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表第1に規定する観覧料の基準額（次項において「新観覧料基準額」という。）は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後の観覧に係る利用料金（観覧料に限る。以下同じ。）について適用し、一部施行日前の観覧に係る利用料金については、なお従前の例による。
（準備行為）
- 3 新観覧料基準額の適用に伴うさぬき市平賀源内記念館条例第9条第2項の規定による利用料金の承認に関し必要な行為は、一部施行日前においても行うことができる。

議案第 5 1 号

さぬき市運動公園条例の一部改正について

さぬき市運動公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市運動公園条例の一部を改正する条例

さぬき市運動公園条例（平成１４年さぬき市条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「、施設の使用に際し」及び「、設備及び器具等」を削る。

別表中１の表から３の表までを次のように改める。

１ 津田総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	１時間	円
		市内 １，５００
野球場照明設備	３０分間	市内 １，５００
		市外 ３，０００
ゲートボール場	１時間 (１コート)	市内 ４００
		市外 ８００
テニス場	１時間 (１コート)	７５０
テニス場照明設備	３０分間 (１コート)	６００

２ 長尾総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	１時間	円
		市内 １，５００
野球場照明設備	３０分間	市内 ２，４００
		市外 ４，８００
野球場本部室冷暖房設備	１時間	市内 ６００
		市外 １，２００
多目的広場	１時間	市内 １，５００
		市外 ３，０００
多目的広場照明設備	３０分間	市内 ４５０
		市外 ９００
テニス場	１時間 (１コート)	平日 ７５０
		土曜日、日曜日及び休日 １，０００
テニス場照明設備	３０分間	６００

	(1コート)	
野外ステージ	1時間	市内 1,500
		市外 3,000
野外ステージ照明設備	30分間	市内 200
		市外 400
野外炊飯施設	1回 (1基)	市内 450
		市外 900
パターゴルフ	1ラウンド	450
研修センター	1時間	市内 1,200
		市外 2,400
コテージ	定員5人用	土曜日及び休日の前日 20,000
		日曜日及び休日 18,000
		平日 17,000
	定員7人用	土曜日及び休日の前日 28,000
		日曜日及び休日 26,000
		平日 25,000
器具	1日	規則で定める額

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 コテージの使用において定員を超えるときは、超過する1人につき1,500円を加算する。
- 3 コテージの使用において、小学校就学前の者は使用者の人数に含めないものとし、その者の使用料は無料とする。
- 4 コテージの使用において、4月28日から5月5日まで及び7月20日から8月31日までの期間については、休日の前日とみなす。
- 5 コテージの使用において、使用許可を受けた者以外の使用があった場合は、当該使用料の2倍の額を徴収するものとする。

3 志度総合運動公園

施設名	単位	使用料
野球場	1時間	円
		市内 1,500
		市外 3,000
野球場照明設備	30分間	市内 1,500
		市外 3,000

運動広場	1 時間	市内 5 0 0
		市外 1 , 0 0 0
運動広場照明設備	3 0 分間	市内 9 0 0
		市外 1 , 8 0 0
テニス場	1 時間 (1 コート)	7 5 0
テニス場照明設備	3 0 分間 (1 コート)	6 0 0

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表 1 の表から別表 3 の表までの規定（次項において「新別表使用料規定」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前の施設の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新別表使用料規定の適用に伴うさぬき市運動公園条例第 1 5 条第 2 項の規定による利用料金の承認に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 5 2 号

さぬき市障害者就労支援施設条例の一部改正について

さぬき市障害者就労支援施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例

さぬき市障害者就労支援施設条例（平成20年さぬき市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表きりん園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 53 号

さぬき市下水道条例の一部改正について

さぬき市下水道条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市下水道条例の一部を改正する条例

さぬき市下水道条例（平成１４年さぬき市条例第１８４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「（規則で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 規則で定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。